

第3項 自動車交通対策の推進

1 次世代自動車の普及促進

平成25年度末で県内の電気自動車（EV）の登録数は827台、プラグインハイブリッド車（PHV）は600台となるなど、次世代自動車は着実にその数を増やしています。

平成25年度は、「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」において情報交換・協議を行うほか、EV等の試乗会（2回）を実施しました。また、

平成25年8月に関越道の10箇所のSA・PAに急速充電器が設置され、県内では谷川岳PA（上下線に2箇所）に急速充電器が設置されました。

平成25年度策定の「群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」により、引き続き、次世代自動車の一層の普及促進と利便性向上を図っていきます。

2 エコドライブ・アイドリングストップの推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、群馬県地球温暖化防止条例（平成22年4月1日施行）により、一定規模以上の駐車場（500㎡以上）の設置管理者には、看板の掲示などにより、アイドリングストップの周知義務が定められています。また、エコドライブ・アイドリングストップの推進に努めることとしています。

さらに、環境に配慮した運転であるエコライ

ブの普及を図るため、「群馬県エコドライブ普及推進協議会」（平成22年9月17日設立）により、運輸団体、経済団体、自動車関連団体、行政等が連携して取り組んでいます。

取組内容としては、エコドライブの普及・啓発活動や、燃費管理WEBサイトの運営・利用促進のほか、社内エコドライブ推進体制の整備・維持のための支援を実施しています。

コラム エコドライブを心がけましょう！

運転の仕方次第で自動車の燃費は大きく変わります。「エコドライブ」は「環境配慮（エコロジー）」であると同時に経済的（エコノミー）な運転方法と言われております。

ただ、「エコドライブ」は決して「遅い運転」ではありません。道路状況を良く把握し、流れを乱さないよう配慮しつつ、常に先を読んで「無駄なことをしない」運転で、「燃料の代わりに気を遣う」運転とも言えます。

特に、「燃料費も車両も会社のもの」という意識からでしょうか、一般の営業車など、業務用車両においてはエコドライブに取り組んでいないことが多いようです。

業務用車両は自家用車よりも使用頻度が高く、燃費の向上によるコスト削減効果が大きいのはもちろん、エコドライブのもう一つのメリット「交通安全（事故が減る）」効果は、企業のリスクマネジメントとしても重要なものです。

県では、社内エコドライブ講習会を開催するための「講師用マニュアル」を無償配布しています。

また、先に挙げた業務用車両に対するエコドライブの普及推進を進めるため、平成22年9月に「群馬県エコドライブ普及推進協議会」が設立されました。今後は燃費管理ソフトの活用等、参加企業に対して「エコドライブ推進活動を継続させるきっかけ」を提供していく予定です。

心がけ次第ですぐに始められる地球温暖化対策、「エコドライブ」。まずは無理せずできる取組項目から始めてみましょう。

問合せ先 環境政策課温暖化対策室 027-226-2817

群馬県エコドライブ普及推進協議会 URL : <http://www.gunmaken-ecodrive.com/>

3 公共交通の利用促進

本県の運輸部門全体からの二酸化炭素排出量は、平成14年から23年までの9年間で約18%減少していますが、二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の占める割合は約28%(H23)と全国平均の約19%(同年)と比較して高い水準となっています。

京都議定書に基づく二酸化炭素排出量の削減目標を達成するためには、一人ひとりの行動を「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換することが不可欠です。

そのためには、交通サービスを提供する交通事業者が、更なるサービス向上に取り組むとともに、企業や各家庭の一人ひとりが自動車から公共交通へと自発的に利用を転換することを、多様な交通施策を通じ促すことが重要です。

(1) 路線バス対策

県民や来県者の移動手段を確保するため、赤字の乗合バス路線を運行しているバス事業者や市町村に対して、運行費や車両購入費等の一部を補助しました。

(2) 中小私鉄等再生対策

県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、県内の中小私鉄等(上毛電気鉄道・上信電鉄・わたらせ渓谷鐵道)に対して、沿線市町村とともに、安全対策等のための設備整備費用や鉄道基盤設備の維持費用を補助しました。

(3) 鉄道利用促進対策

鉄道利用の利便性向上を図るため、鉄道事業者及び市町村に対し、駅施設の整備や駅のバリアフリー化等を支援しました。

4 渋滞の解消

県では、バイパスの整備や拡幅等を行うことで渋滞を解消する施策を行っています。渋滞の解消により、道路交通がスムーズになり安全性も向上するほか、自動車からの排気ガスが削減されるこ

とで地球温暖化防止に貢献することができます。平成25年度に実施した主な施策は表2・1・1・5のとおりです。

表2・1・1・5 平成25年度に実施した主な施策

実施事業	実施箇所	施策効果の内容
バイパス整備、 4車線化	一般国道122号八重笠道路	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	一般国道354号大泉邑楽バイパス	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	一般国道354号高崎玉村バイパス	4車線化したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	一般国道462号本関拡幅	4車線化したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。

5 自転車利用の促進

自転車は、排気ガスを出さず、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識されています。

そこで、本県では、自動車から自転車への交通手段の転換を促進するため、自転車の通行環境を整備するとともに、サイクリングロードマップを

作成・配布するなど自転車の魅力についての情報発信を行っています。また、利用者の視点で自転車利用の促進を図るため、平成17年4月に「サイクルツアー応援隊(県民ボランティア)」を発足し、協働して様々な取り組みを進めています。

LED式の信号灯器は、電球式に比べて4分の1以上の電力消費量であり、省エネルギー対策に寄与します。また、視認性の向上及び疑似点灯の防止に加えて、長寿命化を期待でき、最終的には地球温暖化の防止につながります。

県では全信号機4,031基（平成26年3月末現在）をLED化することを目標に、平成18年度から積極的に導入を推進しており、平成25年度は168か所の信号機でLED化を実施しました（整備率約45.0％）。

第4項 県民による自主的取組の促進

1 家庭における取組の促進

(1) ストップ温暖化！県民アクションの推進

ア 目的

地球温暖化防止の普及啓発を図り、実際に行動してもらうため、身近で成果が実感しやすい温暖化防止に向けた行動を子ども向けのリーフレット「ストップ温暖化！県民アクション」として作成し、県内の小中学校に配付しました。参加した子ども達には「地球おんだんか防止隊員」としてその取組を報告してもらいました。

イ 県民アクションの3ステップ

隊員心得その1：「知る」

リーフレットから温暖化防止につながる行動例を知り、理解する。

隊員心得その2：「行動する」

温暖化防止行動を意識しながら、期間を決めて生活し、自分にできる行動を実践する。

隊員心得その3：「報告する」

取組の成果として、削減できた二酸化炭素（CO₂）量を足し算し、県に報告する。

ウ 実施期間

平成25年7月初旬～平成26年2月28日

エ 報告結果

a 報告者数 6,371名

b CO₂削減量 14,559kg=約14.5t

代表的な行動例（1日に削減できるCO₂量の目安）

- 1 出かける時は、車のかわりに、バスや電車、自転車などををしよう（180g）
- 2 買い物にはマイバッグを使い、包装の少ない品物をえらぼう（62g）
- 3 ごみは種類を分けて、リサイクルしよう（52g）
- 4 部屋の明かりはこまめに消灯しよう（2g）
- 5 テレビを見ていないときは消そう（ブラウン管13g プラズマ31g 液晶6g）
- 6 主電源を切って待機電力を節約しよう（65g）
- 7 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉めよう（15g）
- 8 エアコンの温度を冷房は26 から28 に、暖房は22 から20 に設定しよう（冷房83g 暖房96g）
- 9 1日のエアコン使用時間を1時間へらそう（冷房26g 暖房37g）
- 10 顔や手を洗うときに、水道の蛇口をこまめに止めよう（出す時間を1分短くする）（4g）
- 11 お風呂は、家族で続けて入ろう（86g）
- 12 お風呂のお湯を利用して体や頭を洗い、シャワーを使わない（371g）



2 企業における取組の促進

(1) 環境GS(GunmaStandard) 認定制度の運営

ア 趣旨・目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、自社の環境マネジメントシステム～計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)～を整備し、これを組織的に運用する事業者を群馬県が「環境GS事業者」として認定し、支援する制度です。

平成18年度から認定を開始し、2,022の事業者を認定しています。

表2-1-1-6 環境GS事業者認定状況(平成26年8月1日現在)

事業者の内訳		件数
業種別	農林水産業・鉱業	17
	製造業	352
	建設・設備・廃棄物処理業等	518
	商業・金融・サービス業等	1018
	運輸業	117
規模別	1～9人	845
	10～99人	1033
	100～499人	116
	500人～	28
計		2022

イ 特徴

- ・申請書を県に提出した時点から、認定の対象となります。
- ・無理なく取り組めるよう、簡易な内容となっています。
- ・費用は無料です。
- ・参加は事業所単位で、業種等による制限はありません。ISOやエコアクション21の取得事業者も参加可能です。

ウ 申請期間 年間随時

エ 認定事業者になると

認定書、ステッカーが交付されます。
事業者名と取組内容が公表されます。
県や民間事業者から支援等が受けられます。

- ・広報紙等による情報提供
- ・研修会・セミナーの開催(無料)
- ・環境GS推進員の派遣
- ・環境GS企業エコ改修資金の貸付
- ・民間金融機関からの融資等

図2-1-1-5 環境GS認定制度 取組全体の流れ



(2) エコアクション21認証・登録の推進

ア エコアクション21とは

全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、結果を公表するための方法について、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度です。

イ 認証・登録状況

全国で8,147件、群馬県では、217件(平成26年8月1日現在)の認証・登録があります。

【エコアクション21中央事務局ホームページより】

ウ 「エコアクション21認証・登録支援事業(自治体イニシアティブ)」

平成23年度から環境GS認定事業者を対象として、県とエコアクション21地域事務局が協力して「無料集合コンサルティング」を実施し、エコアクション21認証・登録を目指す事業者を支援しています。

平成23年度は22事業者が、平成24年度は5事業者が参加しました。

(3) ISO14001^{*1}認証取得の推進

ア 背景

森林破壊、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染など地球環境問題への対応が大きな課題となり、企業の環境問題への取組についても大きな関心が寄せられています。

*1 ISO14001: ISO14000シリーズは、国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が定めている環境管理システム規格で、1996年9月に発行しました。ISO14001は、このシリーズの中核となる環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きです。このほか、環境監査の指針、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント、用語と定義などの規格があります。

こうした中で、環境マネジメントシステムである国際規格ISO14001は、国際競争上、重要となり、大企業を中心に認証取得が進んでいます。

また、中小企業においても、内外の取引先を開拓していく上で、認証取得が非常に重要となってきました。

イ 認証取得の状況

平成8年に規格が発行し、我が国の審査登録件数は、平成26年7月16日現在で20,389件となりました。(群馬県：386件)

産業分野別の状況では、建設が13.23%、以下基礎金属・加工金属製品13.03%、卸売業・小売業並びに自動車・オートバイ・個人所持品及び家財道具の修理業10.12%と続きます。最

近の動向としては、特定業種だけでなく、自治体、商社、病院、銀行等、サービス業をはじめとした幅広い業種に広がりを見せています。

【(公財)日本適合性認定協会調べ】

ウ ISO14001認証取得支援

中小企業においては資金面や人材面が十分とはいえ、ISO14001認証取得への取組は遅れている状況にあります。

このため、本県では、中小企業パワーアップ資金など制度融資により、資金面での支援を行うとともに、(公財)群馬県産業支援機構では経営総合相談窓口において専門のマネージャーによる相談や、登録専門家によるコンサルティングなどの支援を行っています。

第5項 県民や民間団体の環境保全活動の推進

1 環境情報の充実・発信

(1) 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に基づき、地球温暖化の現状に関する情報提供や、温暖化対策の普及啓発を行う拠点として平成17年5月に設置されました。

群馬県では、「NPO法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」が、県知事によってセンターに指定されています。

センターでは、次の業務等を行っています。

- ・地球温暖化対策に関する出前講座への地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザーの派遣
- ・地球温暖化防止活動を行う民間団体の支援
- ・日常生活における温室効果ガスを減らす工夫についての質問・相談対応
- ・環境GS認定事業者への支援事業

(2) 環境サポートセンターの運営

小中学校や地域などにおける環境学習や環境活動を総合的に支援するため、平成15年度に環境サポートセンターを開設しました。

センターでは、環境学習や活動に関する質問や相談の受付、情報提供・発信、エコムープ号の運営、環境アドバイザーや子どもエコクラブの活動

支援、住宅用太陽光発電設備補助金の受付・審査等の業務を行っています。

〔概要〕

- ・設置場所
群馬県環境政策課温暖化対策室内
- ・設備等
エコムープ号、実験器具等

〔平成25年度の利用状況〕

エコムープ号利用79件
住宅用太陽光発電設備補助金受付6,802件

【群馬県地球温暖化防止活動推進センター】

〒371-0016
前橋市城東町2丁目3-8
(市営城東パーキング1階)

電話：027-237-1103

FAX：027-232-1104

E-mail：info@gccca.jp

URL：http://www.gccca.jp/

2 地域における環境保全活動の推進

(1) 地球温暖化防止活動推進員制度の運営

地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱します。地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性などの普及啓発を草の根的に推進するため、県や市町村と協働して活動しています。

表2-1-1-7 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数

委嘱日	人数
平成16年2月17日	10人
平成17年9月28日	102人
平成19年5月25日	200人
平成21年5月26日	230人
平成23年5月24日	229人
平成25年5月21日	205人

任期：原則2年間

【活動事例】

群馬県地球温暖化防止活動推進センターの「出前講座」講師を務める

県や市町村主催の研修会や講演会に参加し、得た知識を日頃の環境活動に活かす
温暖化防止に関する各種資料やパンフレットを配布し、普及啓発に努める

市町村主催の環境セミナー等で講師、リーダー、アドバイザーを務める

市町村主催のイベントで、パネル展示や体験ブースを設置するなど、温暖化に関する出展をする

地域でマイバッグ運動を実施する